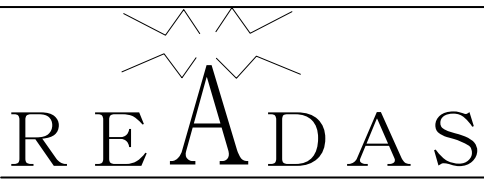


第 4653 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 1月23日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

仮決算による中間申告の課税売上高

Q：仮決算による中間申告をする場合の課税期間の課税売上高は、どのようにするのですか？

A：年換算して計算します。

【解説】

消費税の中間申告は、直前の課税期間の確定消費税額が60万円（地方消費税含む）超である場合に必要になり、その額によって中間申告の回数が、1回、3回、11回と定められています。

そして、中間申告書の提出期限と納付期限は、各中間申告の対象となる課税期間の末日の翌日から2ヶ月以内となっています。

ところで、平成24年4月1日以後開始課税期間からは、その課税期間の課税売上高が5億円超の場合は、課税売上割合が95%以上であってもその課税仕入れに係る税額を全額控除できないこととなっていますが、この場合の5億円超かどうかの判定は、課税期間が1年未満の場合、その課税期間における課税売上高を年換算して5億円超になるかどうかを判定しなければなりません。

したがってたとえば、消費税の中間申告が1回という場合であれば、課税期間が6ヶ月になりますので、その課税期間の課税売上高が3億円であれば、 $3\text{億円} \div 6 \times 12 = 6\text{億円}$ となり、全額控除できないこととなります。注意しておいてください。

